

令和4年第9回野洲市教育委員会定例会

○日 時 令和4年6月22日
開会時刻13時33分
閉会時刻15時30分

○場 所 総合防災センター 研修室

○出席委員

教育長 西村 健

委 員 瀬古 良勝 委 員 南出 久仁子

委 員 山崎 玲子 委 員 本田 亘

○説明員

教育部長

馬野 明

教育部政策監（幼稚園教育担当）

田中 源吾

教育部次長

北脇 康久

教育部次長（学校教育担当）

井上 善之（兼学校教育課長）

教育部次長（幼稚園教育担当）

武内 佳代子

教育部次長（文化財担当）

行俊 勉（兼文化財保護課長）

こども課長

西村 一嘉

学校教育課参事

吉田 享史

ふれあい教育相談センター所長

橋本 すみ江

学校給食センター所長

北村 達夫

生涯学習スポーツ課長

井狩 吉孝

生涯学習スポーツ課参事

菱沼 由美

スポーツ施設管理室長

小山 茂

スポーツ施設管理室主席参事

吉川 一仁

野洲市文化ホール館長

中川 靖

野洲図書館長

宇都宮 香子

歴史民俗博物館副館長

角 建一

守山野洲少年センター所長

福井 善隆

教育総務課長（事務局）

鎌田 征隆

教育総務課職員（事務局）

枝 瑞紀

令和 4 年第 9 回野洲市教育委員会定例会

令和 4 年 6 月 22 日

【西村教育長】 それでは、これより令和 4 年第 9 回野洲市教育委員会定例会を開催いたします。本日の出席委員は全員ですので、会議は成立しております。

次に日程第 1、会期の決定についてですが、本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、会期は 1 日限りといたします。

次に日程第 2、令和 4 年第 8 回野洲市教育委員会定例会議事録の承認についてですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、令和 4 年第 8 回野洲市教育委員会定例会議事録は承認されたものと認め、後ほど瀬古委員と南出委員にご署名をお願いします。

次に日程第 3、令和 4 年第 9 回野洲市教育委員会定例会議事録の署名委員の指名についてですが、会議規則第 19 条第 2 項の規定により、南出委員と山崎委員を指名します。

次に日程第 4、教育長事務報告に移ります。先月 5 月 25 日から昨日 6 月 21 日までの事務報告を致します。別紙をご覧ください。

まず、5 月 26 日。近畿ブロック海洋センター連絡協議会というのがありました。これは近畿県内 40 いくつある市町村に海洋センターが設置されています。その連絡協議会が今年甲賀市役所でありました。そこでは全国的に利用率が高い市町村が表彰されるということで、野洲市も BG 塾というさざなみスポーツクラブと共催で、小学生を対象に夏休みに勉強会やプールなどの体育活動と一緒にされているんですけども、近畿の中では野洲市が選ばれまして表彰をされる予定だったんですが、事務関係の手続きがうまくいかず、別の機会に表彰ということで紹介だけされました。

それから 5 月 31 日、県夜間中学校設置等に関する協議会というのがありました。これは全国の各都道府県と政令都市に 1 個ずつ夜間中学校を文科省が作りなさいということでしているんですけども、今は半分ぐらいはありますけども、後のところはできていませんし、滋賀県にもないので、県も設置に関していろんな意見を聴く場として設けられました。そこに参加をしてきました。多くはオンラインで参加されていましたが、意見交流に手間取るというものがあって、私は直接県のほうに行って参加しました。

それから、6 月 17 日は教育委員の皆さんと学校訪問をして、17 日は北野小学校と中主小学校。20 日が祇王小学校、20 日は部長会があったので参加できておりませんが行っていただいた方おられると思います。それから 21 日は野洲小・北中・三上小でした。

それでは 6 月 18 日をご覧ください。東雲会というのがあります。これは滋賀県内の小中高、特別支援学校の女性管理職と市教委も含めて、管理職に就いておられる教員の方で、現役の方と退職者の集まりです。今年は 433 人ほどの会員数がおられます。昭和 41 年にできて、女性の活躍を支援するというで作られた組織です。今年度総会の担当が守山市と野洲市が担当で、私と守山の教育長が来賓として呼ばれまして、私が代表で開会のお祝いの挨拶

拶をしました。総会だけ参加したんですが、研修会では県の教育長と教育委員会の方からお話を聞いて勉強するということでした。

以上ですが何かご質問等ございませんか。南出委員。

【南出委員】 先程の学校訪問で言い忘れたことがあります。先生方が一番困られていることが教員不足だとおっしゃっていました。もちろん先生方も臨時の講師の方を必死に探されているようですが、それでも見つからなくて、学校によっては校長先生、教頭先生が授業に入られているということも伺いましたので、やはりこれからの課題ではないかなと思いました。以上です。

【西村教育長】 はい、ありがとうございます。他にになにかご質問等ございますか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

日程第 5、付議事項 (1) 議案に移ります。議案第 41 号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市通学区域審議会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。井上次長お願いします。

【井上教育部次長】 議案書の 3 ページをご覧ください。野洲市通学区域審議会委員の委嘱について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第 25 条第 1 項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 6 月 8 日、3 ページのように委嘱しましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

これは、来る令和 4 年 6 月 29 日水曜日に開催をいたします、令和 4 年度野洲市通学区域審議会における委員について、野洲市通学区域審議会条例第 3 条第 2 項に基づき、第 1 号委員は関係自治会長、第 2 号委員として学識経験者、第 3 号委員は各校・園長、児童等の保護者として各校・園の PTA 代表者を選出いたしました。合計 21 名の方々に委嘱を致します。任期は同条例第 4 条の規定に基づき、令和 4 年 6 月 8 日から当該諮問にかかる審議が終了し、答申をいただいた時までとなります。以上でございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第 41 号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。無いようですのでこれより採決に移ります。

議案第 41 号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市通学区域審議会委員の委嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって議案第 41 号は可決されました。

次に議案第 42 号、市三宅・行畑・野洲地区における通学区域の一部見直しの諮問について、事務局より説明をお願いします。井上次長お願いします。

【井上教育部次長】 引き続きまして議案書の 5 ページをご覧ください。

市三宅・行畑・野洲地区における通学区域の一部見直しの諮問について、野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項第 11 号の規定に基づき、諮問させていただくため議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、令和 4 年 2 月 24 日に市三宅・行畑・野洲地区、これを C 地区と呼んでいますが、この C 地区開発において分譲住宅 9 区画の開発事業前審査願が提出され、通園及び通学する児童生徒が居住することはほぼ確実と考えられ、今後も住宅開発が見込まれる状況であることから、野洲市通学区域審議会に通学区域の一部見直しについて諮問

するものです。

議案書 7 ページの地図をご覧ください。C 地区というのは、この赤で囲まれている地域でございます。通学区域の一部見直しについての諮問案としまして、令和 4 年 6 月 29 日に開催予定の令和 4 年度野洲市通学区域審議会におきまして、野洲市通学区域審議会条例第 2 条の規定に基づき、市三宅・行畑・野洲地区における通学区域の一部見直しについて、現在両小学校児童数は、野洲小学校が減少傾向にあり、北野小学校は竹ヶ丘の開発により増加傾向が今も続いております。このような状況の中で、C 地区の 9 区画の分譲住宅開発申請があり、通園及び通学する児童生徒が居住することはほぼ確実と考えられ、今後も開発が見込まれる状況です。このため、児童生徒の安全な学習環境を確保するために両校の通学区域を早急に検討し、見直す必要があるとなりました。

今回の通学区域見直し対象地域としまして、大字野洲の一部、準用河川友川から東側、東海道本線から北西側及び大字行畑の一部、市道市三宅妙光寺線から西側、東海道本線から北西側でございます。

見直し内容は、北野幼稚園区域から野洲幼稚園、ゆきはたこども園、さくらばさまこども園区域へ、北野小学校通学区域から野洲小学校通学区域へ、野洲北中学校通学区域から野洲中学校通学区域へそれぞれ見直しを行いたいので諮問するものでございます。以上です。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました議案第 42 号について、ご質問等はないようですので、これより採決に移ります。

議案第 42 号、市三宅・行畑・野洲地区における通学区域の一部見直しの諮問について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 42 号は可決されました。

次に (2) 協議事項に移ります。協議事項 1、文化・スポーツ・文化財に関する事務の市長部局への移管について、事務局より説明をお願いします。

北脇次長をお願いします。

【北脇教育部次長】 北脇です。よろしくお願ひいたします。それでは協議事項 1、教育委員会所管事務の市長部局への移管について、資料に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、これまでの経過を簡単に説明させていただきたいと思ひます。資料 1 の 2 の「背景」で、法改正について記載をさせていただいております。詳しくは 2 ページの下に抜粋して上げさせていただいております。こちらにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条の規定により、職務権限の特例を記載しております。その中でスポーツに関すること、また文化に関すること、そして文化財の保護に関すること、図書館、博物館、公民館等の社会教育に関する教育機関の設置・管理及び廃止に関することについて、その所管を市長へ移管することを可能としております。

これまでの経緯としましては、本市教育委員会における学校教育にかかる事務以外の事務について、市長部局で所管することを検討してまいりました。移管に伴うメリット・デメリットについて検討を行った結果、市民に身近なスポーツ、文化に関する事務、文化財に関する事務について観光や地域振興分野、まちづくり分野を担う市長部局で所管することで効率的・効果的に推進できることから、市長部局への移管を進めるものです。

それでは資料 1 の移管の概要について説明をさせていただきます。先ほども申し上げました背景につきましては、法改正ということで改正をされております。この法改正により、条例の定めるところによりまして、地方公共団体の長が管理及び執行することが可能になったものでございます。この法律の改正につきましては、地域の実情や住民のニーズに応じて、「地域づくり」という観点から他の地域振興等の関連行政と合わせて、地方公共団体の長において一元的に所掌することができることとする趣旨から行われております。

そして、昨年 12 月に作成をしております、野洲市教育振興基本計画第 3 期につきましても、事務移管により意思決定の迅速化を図ることや様々な課題に対応するため学校教育の充実が必要であり、教育委員会所管事務のスマート化を明記しているところでございます。

3 点目ですが、移管のポイントとしましては、文化・文化財に関する事務につきましてはまちづくり施策との連携強化により、まちづくりを強化するものでございます。またスポーツに関する事務につきましては、市民の健康づくりなどの施策との連携強化、また国スポ障スポ大会に市をあげて取り組むこととございます。

4 点目ですけれども、移管により期待される効果でございます。こちらにつきましては、市長部局において一体的に推進することにより迅速な意思決定を行うとともに、まず文化・文化財に関する事務につきましてはまちづくり施策と連携強化することで、一層の地域との繋がりや生きがいがづくりが図られること。文化財の保存と活用の一体的な取り組みを進める上で、まちづくりや観光等の部局との連携がより円滑になり、文化財の活用等を効果的に行うことができることです。またスポーツに関する事務につきましては、健康増進等の施策との連携強化が図れること、市民活動などの所管する部局との連携によりスポーツを活用したまちづくりの推進が図れることです。

5 点目ですが、事務移管の時期につきましては令和 5 年 4 月 1 日を予定をしております。

6 点目ですが、組織の再編につきましては市全体の組織体制ということになりますので、市長部局の総務部で検討し決定されることとなります。

続きまして 3 ページになります。資料 2 をお願いします。こちらにつきましては右の部分が市長部局へ移管する事務を上げさせていただいております。左の部分が移管後の教育委員会の所管する事務を上げさせていただいております。市長部局への移管事務について、現在生涯学習スポーツ課が所管する文化振興担当、スポーツ振興担当について事務移管を考えております。そして、国スポ障スポ大会推進室、スポーツ施設管理室、総合体育館、野洲市市民グラウンド、野洲市中主 B&G 海洋センター、野洲市健康スポーツセンター、野洲市立なかよし交流館、野洲市文化ホール、また文化財保護課、各史跡公園・史跡公園案内所、歴史民俗博物館の市長部局への移管を考えております。移管後教育委員会に残る所管事務については、教育総務課、学校教育課、生涯学習スポーツ課の生涯学習振興担当・青少年教育担当・地域学校協働活動担当、またふれあい教育相談センター、教育研究所、学校給食センター、野洲図書館でございます。

続きまして 4 ページをご覧くださいと思います。移管対象事務と移管対象外事務のメリット・デメリットを記載しております。まず表記の中央ですが、ABC で記載しています。A については所属の担当事務全てが移管対象外でございます。B については、所属の担当事務の一部が移管の対象となります。C につきましては、所属の担当事務全てが移管の対

象となります。

まず教育総務課については、教育委員会の業務であるため、移管の対象外として A としています。次に学校教育課ですが、直接学校教育に関わる業務ということで移管の対象外として A としています。なお、学校教育課の中の幼稚園教育担当については、現状こども課で事務執行しているところから健康福祉部での事務委任を検討していたわけですが、現在国のほうでこども家庭庁の法律等を来年の 4 月からになりますが、国の流れもありますのでそういった動向を見ながら、現状は兼務ということで健康福祉部で引き続き事務を行う方向でこの時点では考えています。

続きまして 5 ページ、ふれあい教育相談センターにつきましては、学校教育とは切り離せない不登校児童生徒の対応となりますので、対象外として A としております。ただし、ことばの教室に関する事務については、就学前の子どもの発音やことばの発達、コミュニケーションの指導を行っておりますので、教育というよりは福祉で対応することが合理的ではないかということで、個別に発達支援センターに移管したいと考えております。

続いて教育研究所ですが、本市教育の振興に関することを目的とする業務であることから移管の対象外として A としております。

続いて 6 ページ、生涯学習スポーツ課でございます。移管対象事務としましては、文化振興に関する事務とスポーツ振興に関する事務は事務の移管を進めたいと考えており B の一部が事務移管対象としております。そして、残る生涯学習振興担当と青少年教育担当、地域学校協働活動担当については、学校教育と社会教育が相互に補完的に運営される必要があることから、この 3 つについては移管の対象外としているものでございます。そして右側のメリット・デメリットについて、文化振興についてのメリットは子育て、高齢者、地域づくりなど市長部局の施策と連携強化することで、地域のつながりや生きがいを図れることが期待できるものです。そしてスポーツ振興のメリットについては、市民に身近なスポーツのより一層の振興とスポーツを活用したまちづくりに市をあげて取り組んでいくため、スポーツ行政を一体的・総合的に推進する体制づくりに有効であること。また、高齢者、保健関連部署との円滑な連携が図れ、更なる市民の健康増進を図ることができることでございます。デメリットについては特にございませぬ。

続いて 7 ページ、国スポ障スポ大会推進室でございます。市が一体となって進める事業であり、市長部局が主体となることが合理的であることから、C の事務移管を進めるものでございます。メリットとしては、多種多様な分野からの参画を求め進める必要があることや、全庁的な職員の動員も必要となることから市長部局が主体となることで関係課との連携がスムーズに図れることでございます。デメリットは特にございませぬ。

続いて、スポーツ施設管理室です。スポーツは競技種目に限らず、ウォーキングなどの健康の維持増進を図るもので、教育的観点に限らないことから C の事務移管を進めるものでございます。メリットとしては、スポーツ行政を一体的・総合的に推進する体制を構築することが有効であること。またスポーツ推進と施設管理を一体化することにより、スポーツ施策の一元化を図ることができるものでございます。これは現在市長部局で所管しています、野洲川河川公園などの施設と一体的な取り組みができるということでございます。デメリットは特にございませぬ。

続いて 8 ページの総合体育館と野洲市市民グラウンド、9 ページの野洲市中主 B&G 海洋センターは先ほどのスポーツ振興と同様のメリットで、C の事務移管が妥当であると判断をしております。

9 ページの野洲市立なかよし交流館については、なかよし交流館条例第 1 条で、「発達障害をはじめとする障害を有する者」の心安らぐ場を提供するため設置するとの規定がございます。その規定から、教育施設には馴染まないということから C の事務移管を進めるものでございます。メリットとしては、障がい者福祉で所管することにより施設の設置目的の達成や円滑な運営ができることとございます。デメリットは特にございません。

続きまして 10 ページ、文化財保護課です。観光、まちづくり等の部局との連携がより円滑になり、文化財保護施策の計画策定及び推進、文化財の活用等を効果的に行うことができ、市民サービス向上が期待されることから C の事務移管を進めるものでございます。メリットとしては、文化財保護施策とその他関連施策との一元化が図れることとございます。デメリットは特にございません。その下の宮山二号墳史跡公園、桜生史跡公園等とございます。メリットとして、観光やまちづくり等の部局と連携強化を図り、史跡公園の多種多様な活用が行えることから事務移管を進めるものでございます。デメリットは特にございません。

続いて 11 ページ、歴史民俗博物館でございます。まちづくりや観光、産業振興といった市長部局で総合的・一体的に所管することで互いに連携強化が図れ、よりスムーズで効果的な文化財や歴史資料の活用を図ることができることから C の事務移管を進めるものでございます。メリットは、観光振興やまちづくり部門との連携強化が図れることで、デメリットは特にございません。

次に野洲市学校給食センターでございます。学校教育に関連する業務であるため、A の移管対象外としております。

次に野洲市文化ホールでございます。文化芸術に関しては、教育の観点に捉われることなく、地域コミュニティの活性や市民の交流、生きがいに寄与するもので、メリットは子育て、高齢者、地域づくりなど市長部局の施策と連携強化することで文化芸術活動のより一層の振興によって、地域のつながりや生きがいを図ることが期待できることから C の事務移管を進めるものでございます。デメリットは特にございません。

最後 12 ページ、野洲図書館でございます。学校教育とも関わりが深い業務であることから、A の事務移管対象外としております。

続きまして 13 ページの資料 4 をご覧ください。移管後の市長部局での位置付け案でございます。移管後の組織体制につきましては、市全体の組織体制として市長部局で決定されることとなりますが、移管後の在り方として考えられるパターンを示しております。また、教育委員会内部となりますが、教育総務課と学校教育課の間で事務の移行を進めたいと考えております。学校教育課の事務のスマート化を図るものですが、今後野洲市教育委員会事務局組織に関する規則の改正を行いたいと思っております。

資料 4 の中身となりますが、パターンとしては 3 パターン考えておりました、まず赤で囲っている部分ですが、移管する所属施設で新しく部局を設置するというパターンでございます。この中で、現在生涯学習スポーツ課については担当が分かりますので、移管後の名称としましては「文化スポーツ課」と仮称でさせていただきます。残る事務につきま

しては、「生涯学習課」として仮称で下に書かせていただいております。

そして次のパターンが緑で囲っている部分ですが、こちらは市民部へ編入するパターンでございます。協働推進課などまちづくりに関係する部と一つになるパターンですが、一方で危機管理課などと一緒にありますので所掌事務が広範囲になります。

そして青のパターンですが、市民活動や自治会との連携のため協働推進課等と一緒に部を新設するというものでございます。まちづくり関係を所管する部署と統合して新しい部につくるものです。

続きまして資料 5 になります。事務移管のスケジュール案になります。本日ご協議をいただき、7月6日開催予定の総合教育会議で市長との意見交換を予定しております。その場で方向性が決まりましたら7月20日の定例会で総合教育会議の結果を報告して、9月21日の定例会で関連条例の改正の審議をお願いする予定をしております。そして12月議会に条例改正議案を出す予定で、11月16日の定例会で、資料1の下に法の抜粋を載せていますが、職務権限の特例で第23条第2項、「地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない」という規定がございますので、そこで意見決定ということで予定しております。こちらにつきましては、議会から教育委員会への意見聴取がありますので、その決定を予定するものでございます。

続きまして資料6になります。こちらは県内の移管状況となっておりますが、申し訳ございません、所管状況に訂正をお願いいたします。

まず滋賀県の文化、スポーツ、文化財については「文化スポーツ部」として所管されています。大津市については、文化、スポーツ、文化財は「市民部」で所管されています。

そして彦根市については、文化、スポーツが「文化スポーツ部」、文化財は「歴史まちづくり部」で所管されています。長浜市は、文化、スポーツ、文化財それぞれ「市民協働部」で所管されています。あと図書館については事務委任ということでございます。

そして東近江市では、スポーツ、文化財は「文化スポーツ部」で、文化芸術については教育委員会が所管されています。そして今年度、湖南市で文化、スポーツについては「総合政策部」で、文化財については「環境経済部」で所管されています。

あと近江八幡市については、文化芸術、文化財は「総合政策部」で所管されています。守山市については、スポーツ振興課が「総合政策部」と「教育委員会」で兼務をされておられます。そして、残る市については、現在教育委員会が所管されています。

説明は以上です。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました協議事項1について、ご質問等はありませんか。瀬古委員どうぞ。

【瀬古委員】 確認の意味でいくつかお聞きします。この案件については教育委員会でも議論をさせていただき、総合教育会議で市長とも議論をさせていただきました。まず1つ目に、移管にかかる業務について関係団体あるいは関係機関、市議会などとの調整をするべきではないかという意見を申し上げましたが、その辺の調整をして理解が得られているのが1点目。

それから、幼稚園と保育園のことについても総合教育会議で議論させていただいたと思

います。幼稚園は文科省の所管で保育は厚生労働省と、国でも2つに分かれていることで、地方公共団体でも教育委員会と市長部局に分かれて今日に至っているのですね。しかし実態としてはこども課で両方所管しておられると。形の上で、幼稚園だけは教育委員会に残し、今のままの状態ということですが、私は一緒にできるのではないかと思います。先ほど説明がありましたが、国もそこは一元化するしかないということでこども家庭庁ができる方向です。事務は別にして、実際は認定こども園に合体して一体的に運営したほうが効率的だし、実際現場ではこども園の中で保育園と幼稚園に分かれていると。今日の説明では今のままですということでしたが、そこをもう少し具体的に説明をお願いします。

それから、スポーツは全て移管されるのですが、例えば中体連とか全国中学生駅伝等学校内の様々なスポーツ関係のことがあると思います。それは今後も学校教育課で所管されるという理解でよろしいですか。

それから、細かい話ですが、8ページ9ページの総合体育館、野洲市市民グラウンド、中主B&G海洋センターの事務所掌の一番下のポツで、「前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める業務」と書かれていますが、移管後はこの文が消えるという理解で良いのかお聞きします。以上です。

【西村教育長】 今の4点について、どうですか。北脇次長お願いします。

【北脇教育部次長】 まず1点目ですが、文化、スポーツ、文化財に係る関係団体への説明ということですが、今回の検討では市長部局へ移すメリットが多く、移管した中で例えば事業が減るといったことは考えておりませんので、事前に意見を聴くというよりは、決定した中で周知をさせていただく予定であります。

2点目はあとで説明させていただきます。3点目の中体連等は学校教育課での所管となります。あと体育館等の「教育委員会が特に必要と認める業務」は移管後なくなります。

【西村教育長】 では次に、西村課長。

【西村こども課長】 こども課の西村です。幼稚園の関係ですけれども、当初はこども課への事務委任ということで想定しておりましたが、その間に国のほうでこども家庭庁が出てきて、幼稚園がどのようになるか議論がされる中で、文部科学省ではなくこども家庭庁に入るという形でしたが、途中から議論が変わり幼稚園部門は文部科学省に残るとなり、現在こども家庭庁の法案が令和4年6月15日に提出されたと聞いております。成立はしましたが施行期日が令和5年4月1日ということで、これから詳しい中身の議論がされるということで聞いております。先ほど言いました事務委任により、事務の一層の効率化が図れるということに関しましては、瀬古委員のおっしゃられたとおりでと思いますので、将来的には事務委任によって事務の効率化を図ろうと考えているところですが、こども家庭庁のやり方が今のところ明確になっていないので、できたらそれに合わせた形で、事務委任ということで残させていただいたということです。

【西村教育長】 瀬古委員どうですか。

【瀬古委員】 関係団体とは長年にわたって連携してきたのに、事後通達で済まそうというわけですよね。それはあまりにも不親切だなという感じを受けます。

それから、こども課に事務委任ということですが、時代の流れとしては一体として進めていくほうが良いのではないかと。ちょうど移管しようとしているときで、国のほうも動き出

すのは令和5年4月1日なので、国の動きを見ながらでも市が先に進んでもおかしくないのではかなと。市の中で幼稚園と保育園を現場だけでなく、教育委員会と市長部局の間で整理をすると。それをしたとして国が駄目だという話なのかという気はします。十分検討してできるところは一体化したほうが現場も動きやすいのではないかと思います。

【西村教育長】 はい、田中政策監。

【田中教育部政策監】 2年前に私が担当していたときに、幼稚園の事務をこども課へ事務委任するという議論がありましたが、実質今私たちは教育委員会と市長部局の両方の辞令をもらっていて、こども課で幼稚園と保育園の事務を一体的にやっています。保護者さんや市民の方にとっては、就学前のことはそこで全部終わるということで周知されていて、実務的には問題ないかと考えています。事務委任をしたところで幼稚園は学校教育法に規定する学校ですので、いろんな報告事項についても今と同じように教育委員会で報告したり承認を求める必要があります。特に条例や施設の改廃などは教育委員会に承認していただかないといけませんので、事務委任をしてもこども課の事務的には特に大きな変更点はないと判断しました。

それと、2月3月の定例会で幼稚園・保育園施設等整備計画でご説明させていただきましたが、今おっしゃっていただいたように、こども園は幼稚園と保育園が併存している二重の制度での運営となっています。認定こども園化をすると事務が簡略化されますので、来年4月の認定こども園への移行に注力して現場の事務の軽減を図ろうと考えておりました、今回の移管に合わせた事務委任について、幼稚園が文科省に残ったこともあり見送ろうかと思っています。

【西村教育長】 では、先ほどの関係団体のことについて。北脇次長お願いします。

【北脇教育部次長】 ご意見いただきましたので、そこは丁寧な対応をしたいなと思います。決定するまでに流れを関係団体に説明をさせていただきたいと思います。ただ、令和2年度の7月と9月の総合教育会議の中で、社会教育関係団体には一旦説明してはいますが、市長が変わられて新たにということになりますので改めて説明をしたいと思います。

【西村教育長】 瀬古委員どうですか。

【瀬古委員】 分かりました。それでよろしくお願いします。

【西村教育長】 では他にご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

協議事項2、野洲市民病院整備に対する総合体育館での事業等への影響について、事務局より説明をお願いします。吉川主席参事お願いします。

【吉川スポーツ施設管理室主席参事】 スポーツ施設管理室の吉川です。協議事項の16ページをお願いいたします。

前回5月に開会されました定例会におきまして、体育館横での病院整備ということで方向性が担当のほうから説明があったところです。それを受けまして、現在教育財産として教育委員会が管理しておりますので、その管理のうえでの影響などをまとめる必要があるということで、根拠として示しております、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第2号、教育委員会の職務権限ということで教育財産の管理に関することについては教育委員会の職務権限ということで、整備にかかる温水プール跡地周辺は教育財産から用途

廃止となりますし、体育館については引き続き教育財産となりますので管理の観点をもとめていく必要があると考えております。

その中の検討事項としまして、病院整備に対する総合体育への事業の影響がメリット・デメリット含めてあるかと思っておりますので、メリットについては引き続き伸ばしていく。デメリットについては対策を考えていく必要があると思っています。

検討の視点については、短期的では令和 7 年に開催されます国スポ・障スポ大会の運営への影響、こちらはすでに示された病院整備スケジュールによりますと、建築工事中という状況での影響となります。中・長期的には、建築後になりますが、総合体育館で行われます各種スポーツ大会等のスポーツ事業への影響があります。どちらも利点と懸念事項ということでそれぞれ上げさせていただいております。利点としては、利用者の対応、災害時の対応、あるいは病院と体育館が連携しました健康増進事業への取り組みなどが考えられ、こちらのメリットについては伸ばしていく。懸念事項としては駐車場・駐輪場、ミーティングスペースの確保、中体連や高体連などの学校体育への影響なども懸念されるところで、しっかりと対策を考えていきたいと思っております。

そこで、事務局からの提案としまして、考え方をまとめていく中で教育委員会の諮問機関でありますスポーツ推進審議会に諮問いたしまして、審議を進めるというところで答申を踏まえて教育委員会で再度議論をお願いしたいということで提案させていただくものです。

17 ページに参考としまして、諮問をして審議会で検討を進めていくことになりましたら、3 回の想定で案を示させていただいております。現状を整理し、対策検討の期間が第 2 回、可能であれば答申案がまとまるまでいければいいですが議論が中心となるかと思っておりますので、3 回目にまとめという流れを提案させていただくものです。この後、諮問をしていくということで協議いただきましたら、この後この審議会への諮問につきまして追加で議案の提出も考えているところで、諮問までは必要ないということになると引き続き教育委員会の中で進めていくという流れになると考えています。説明は以上です。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました協議事項 2 について、ご質問等はいかがでしょうか。瀬古委員どうぞ。

【瀬古委員】 よくわからない話です。まず先ほどの教育委員会所管事務の市長部局への移管で、来年の 4 月 1 日には体育館は市長部局に移管され、文化スポーツ課のスポーツ施設管理室が所管するのですね。今ここで諮問して答申をもらってどうなるのかという感じがします。諮問して答申を教育委員会に返していただいて教育委員会で協議するとなつていますが、教育委員会で協議してそれをどうするのかと。市長部局から教育委員会に意見を出してほしいと言われているわけでもないですよ。諮問して答申をもらって、協議をしたところで意味があるのかと。教育委員会がこれに対して何かアクションを起こす権限はないのですね。その辺りもう少しお聞きしたいと思います。

【西村教育長】 吉川主席参事。

【吉川スポーツ施設管理室主席参事】 確かに事務移管の関連もありますし、諮問をしてどうなるのかということですが、現時点では教育財産として教育委員会が管理しております。前回示された病院スケジュールの中で 9 月には基本設計の設計業務の予算も考えているという説明があったかと思っておりますので、事実上、今年には立地場所が決定されるという中

で、病院整備に関する課題については市民の方も関心がございますし、教育委員会としても体育館の横という立地について一定考えをまとめる必要がありますし、審議会の意見もお伺いした中で検討過程を公開し、透明性を持たせて検討したほうが市民の皆さんへの説明責任を果たせるものと思っています。

【西村教育長】 瀬古委員どうですか。

【瀬古委員】 あまり意味がないように思いますが、審議会に諮問して答申を教育委員会がもらって議論して、その議論がどう活かされるのかがはっきりしないと思います。その出口をどう考えておられるのか再度お願いします。

【西村教育長】 吉川主席参事。

【吉川スポーツ施設管理室主席参事】 答申をいただきましたら、課題については対策を考えていく必要があると思いますし、その課題の抽出にあたっては審議会や関係各所から意見をいただく方が幅広くいただけますし、課題を解決した中で病院整備と体育館の運営、共栄・共存をさせていく必要があると考えています。

【西村教育長】 瀬古委員どうですか。

【瀬古委員】 しつこいようですがね、プール跡地は用途廃止をして所管が変わり教育委員会外の話になるわけです。教育委員会として今の時点で意見をくださいと言われているなら審議会に意見を聴いて、それを踏まえて議論し市長あてに意見を返すならわかりますが、答申として教育委員会がもらってその結果をどこへ持っていくのか、持っていく場があるのかどうかです。

【西村教育長】 吉川主席参事。

【吉川スポーツ施設管理室主席参事】 最終答申をいただき教育委員会で議論いただいた結果については、管理については先ほど言いましたように法律では教育委員会となっていますし、総括の管理は市長となっておりますので、課題などを踏まえて教育委員会の中でこういう考えをまとめましたという意見を示すということも考えられると思っています。

【西村教育長】 瀬古委員どうですか。

【瀬古委員】 そうすると、諮問をして答申を受けて議論し、市長へ意見を文書で上申するという理解でよろしいですか。

【西村教育長】 吉川主席参事。

【吉川スポーツ施設管理室主席参事】 最終、教育財産から用途廃止については所管変更の手続きも踏まえますので、教育委員会の考えもまとめた中で書面も提出することになるかと思います。

【西村教育長】 瀬古委員、よろしいですか。

【瀬古委員】 わかりました。それでは用途変更するときに、意見をつけて教育委員会として承認するということですね。でないと議論しても何も使われないと意味がないと思うので、よろしくをお願いします。

【西村教育長】 吉川主席参事。

【吉川スポーツ施設管理室主席参事】 しっかりと伝えていこうとは思っております。

【西村教育長】 それでは、スポーツ推進審議会に諮問するという方向でよろしいですか。他の方で何かご意見ございますか。南出委員どうぞ。

【南出委員】 先ほどの資料でも事務移管のスケジュールが挙げられていますが、今議論されている中で、細かくいつまでというのは決められないとは思いますが、移管されるということであれば移管先が審議されたり決定されたりするほうがいい内容も出てくるかと思えます。移管のスケジュールという形で挙げられていますが、プール跡地の病院のこともそうですが、いつまでが教育委員会が受け持つのかももう少し明確になっているとありがたいです。例えば今年度中に絶対決めなければいけないものは教育委員会で受け持つみたいなのものがもう少しあれば、私たちもこれに対してはこういう意見ですと言わせていただけます。

【西村教育長】 吉川主席参事。

【吉川スポーツ施設管理室主席参事】 時期については、スケジュール案ですので未確定な部分もありますが、9月の市議会では建物に係る予算の上程も考えているということですので、それと連携するという意味ではそれまでに考えをまとめていく必要があるかと考えています。

【西村教育長】 南出委員よろしいですか。

【南出委員】 はい。

【西村教育長】 それでは教育委員会の総意としましては、スポーツ推進審議会に諮問することによってよろしいですか。では、そういうことで事務局資料をお願いします。

それでは今の件について、追加として議案第43号、野洲市スポーツ推進審議会条例の規定による諮問について、事務局より説明をお願いします。吉川主席参事をお願いします。

【吉川スポーツ施設管理室主席参事】 ただ今の協議を踏まえ、議案第43号、野洲市スポーツ推進審議会条例による諮問について議案を提出させていただきます。

野洲市スポーツ推進審議会条例第2条に基づきまして、裏面の諮問案のとおり諮問することについて議決を求めるものでございます。提出理由は、先ほどに引き続きですが、検討されている市民病院の整備についての方策が進められている中で立地場所の候補として温水プール跡地についての検討が行われていることから、今後総合体育館で行われる事業等への影響につきまして、意見を聴くということでございます。

【西村教育長】 ただ今、事務局より説明がありました議案第43号について、ご質問等はないようですね。よろしいですか。ないようですのでこれより採決に移ります。

議案第43号、野洲市スポーツ推進審議会条例の規定による諮問について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって議案第43号は可決されました。

それでは次に、日程第6報告事項に移ります。報告事項①、令和3年度守山野洲少年センター事業・活動報告について、事務局より説明をお願いします。福井所長をお願いします。

【福井守山野洲少年センター所長】 守山野洲少年センター所長の福井でございます。よろしくお願いたします。少しお時間を頂戴して説明をさせていただきます。

報告事項の2ページからご覧いただきたいと思えます。過日行いました当センターの運営委員会資料に基づき、昨年度の事業・活動報告を行い、その後県内の状況を少しお話させていただきます。

まず資料の2ページ、3ページをご覧ください。あすくる守山野洲の支援状況ですが、昨年度は14歳から20歳までの15名の少年を支援し、それぞれに応じた支援プログラムを作り、生活改善、自分探し、就学支援、就労支援、家庭支援を延べ643回行いました。同時に、子どもの抱える支援には家庭の支援をすることも多いので保護者の相談もカウンセリング、面談という形で実施させていただきました。特に昨年度は野洲市の少年2名のうち、1名は中学校1年の段階からで約6年ほど、もう1名は3年間ほどでしたが見事に目標を達成し就労しました。当初は家庭のお金を持ち出したりいろんな非行があった子どもが目標達成のときに「頑張りや」と言いましたら、「先生もお体お大事に」と言って退所していきまし、もう1人もなかなか人と話すことができない子でしたが、「大変お世話になりました」という形で大きな成果もございました。地道なことですので全てが数値に現れることではありませんが、そのような1つ1つが我々の大きな力となっています。

それから学校訪問にも重点を置いていまして、管内中学校には年3回、管内高校もとより、野洲市・守山市からあすくる少年や連携の必要な少年の在籍校へ必要に応じ2回から3回の訪問を行い、情報共有と連携強化を図り、その子に応じた支援をするようにしています。また、小学生は対象外ですが、非行の低年齢化を鑑み、管内の小学校にも年間1回訪問し、生徒指導上の課題を見出し、進学先中学校との情報共有、悩みの早期発見・早期対応として連携を行っています。表を見て頂ければお分かりかと思いますが、本来当センターは非行少年の立ち直り施設ですが、近年はいわゆるやんちゃな少年が減り、非行の未然防止や引きこもり、虐待体験のある少年の通所が目立っているということでございます。小中高の連携を強化することにより、学校間を円滑につなげる役割も担い、早期発見から長く丁寧な支援で非行や学校提供に悩む少年や保護者の力になりたいと考えています。今後の非行少年対象の期間ですが、不登校や引きこもりも含めてマルチな相談により連携支援に全力を尽くす間口の広い姿勢で対応していきたいと考えています。

4ページをご覧ください。街頭巡回活動ですが、当センターが少年補導委員さんの事務局も預かっている関係でございます。少年補導委員によるものとセンター職員によるもので延べ94回、総勢1,437名で行い、非行の未然防止や見守りも声かけを行いました。近年のコロナで出会う少年の数は大きく減りましたが、抑止効果や啓発効果が大きく、不良行為等の減少には大きく寄与していると思います。

次に5ページでございます。昨年度の相談活動ですが、相談件数はほぼ昨年度並みでございます。当センターは県内でも有数の相談件数の多さがありまして、それだけ認知され活用されている証だと思います。先ほども言いました学校との連携強化で相談が増えたり、当センターが発行しております「少年センターだより」など様々な啓発活動により知ったということで相談に来られる方、電話をしてこられる方は増えております。延べ1,170件の相談があり実人数は68名です。そのうちの15名につきましては支援をするということで、通所支援ということで通っております。内訳は高校生が37%、中学生が31%、有職・無職少年が19%、小学生が12%ということです。近年の傾向としては高校生が増えております。なぜかという、義務教育である中学校まではスクールカウンセラーを始め、様々な人材を学校にあてがっていただいて先生の数不足のところや行き届かないところを、子どもたちのほうで支援員を含めて相談することで何とか保たれていますが、西村教育長さんに

も県へ言っていたと思いますが、県はなかなか基本的に高校生は自立して当たり前という感覚なのか、なかなか高校ではカウンセラーに相談できない、行き場がないということでセンターに来られるケースが増えています。

次に6ページ、7ページの内容別件数ですが、不登校が全体の32%、学校・学業が29%でこの両方で全体の約60%です。次に多いのが就職・仕事で14%、反対に大きく減っているのは家庭、しつけ・生活、家庭内暴力です。コロナで家庭状況が厳しくなって今までいなかった時間も家庭内で過ごすということで相談が極端に多かった反動ではないかと思えます。少年たちの困りごとは1つではなく、学校のことから始まった相談が家族や友人のことにどんどん変わっていくことも増えております。相談を進め情報共有をして、相談してよかったと前に進んでもらえるようにしていきたいと考えております。

続きまして8ページをご覧ください。無職少年の支援活動ですが、昨年度の支援対象少年は5名で内2名が就労、就学を果たしました。管内の中学校、高校に加え管外の高校の訪問も増えておりまして、大津清陵高校であるとか能登川高校など守山・野洲の卒業生に関わるところへは積極的に行かせていただいております。かつてのように職業体験として建築関係の企業などをお願いしてそこで就労に結びつくということも多々あったんですが、最近はそういうことの前にまず外へ出ることが難しい子どもが大変多く、外へ出すことから始まり社会生活や日常の力をつけることに主眼を置き、スモールステップによる就労支援を粘り強く行っていきたいと。何も知らずにいきなり就労はできませんので、1年かかってやっとセンターへ通えるようになったという子も実際おります。それも大きなステップではないかなと思います。

9ページにありますように、野洲守山を中心に栗東等も含めまして34の企業にお世話になっております。そんな中でなかなかお世話になるところまで行きつくことが難しい状況もありますが、いつでもどうぞという形で準備いただいていると。特に11番の宮本さんにつきましては毎年寄付をいただいているような備品等購入でお世話になっています。

10、11ページをご覧ください。有害環境浄化活動ですが、有害図書等立入調査を年間24回、各学校の生徒指導主事等の協力も求めながらコンビニ、書店等管内105店舗を調査し、有害情報から青少年を保護する活動をしております。ほぼ概ね正しく陳列、販売がされていますが、中には条例の表示をしていただけてなかったり有害なものがあるところもありますので、その際は撤去していただいたり協力をお願いしています。10月、11月には全店舗訪問させていただくこともしています。また、JR守山、野洲の両駅に設置しています白ポストからは多くのビデオやDVDを回収しております。これは生涯学習スポーツ課とも協働で青少年育成市民会議で設置されている白ポストですが、回収して有害なものから子どもたちを守るということをしております。

続きまして12ページでございます。広報啓発活動につきましては、年6回発行の少年センターだよりやホームページ、公用車の職員による巡回活動、学校や関係団体の講座や説明、7月、11月の強調月間に合わせた啓発資材の配備や管内小学校における薬物乱用防止教室、三上小学校におけるいじめ防止教室や中学校との交流会も実施いたしました。その詳細については16ページに記載しています。ちょうど去年のこの時期にコロナが再度ひどくなりましたので、宣言が出る前に実施した3校のみとなりました。今年度は各学校に、オリジナ

ルの啓発ティッシュを 7 月の強調月間に合わせて、子どもたちと少年センター補導委員と職員で各学区の量販店等に置くという活動をするようになっております。

それから 13 ページでございますが、不審者地域情報につきまして、ほぼ昨年と同じとなっております。

次に 14 ページ、先ほど申しましたように少年補導委員さんの事務局も預かっておりますので、今年は継続年ですのでそのまま 40 名の方に留任いただいておりますが、残念ながら体調不良であるとか自治会の都合で交代される方がおられ 4 名の方が野洲では退任されたということで、現在後任を探していただいているところもございます。またこの OB の方々であります少年補導サポーターの活動につきましては、15 ページに載せています。いつもならもっと強力いただくのですが、コロナ禍で人数制限等がありましてなかなか出いただくことができませんでした。

次の 16、17、18 ページにつきましては、各少年補導委員会の月 1 回程度以上回っていただいている巡回活動等の目標と結果について載せています。

最後に 19、20 ページ、今年度の事業・活動方針です。令和 3 年度を基に立てました。まず 1 点目は活動方針の (1)、(3)、(4)、(7) に関わります、いわゆる支援と相談と連携に係る取り組みです。相談活動につきましては、自分たちのエリアを中心に行うことが当たり前だと思いますが、例えば当センターは非行少年が対象なのでそれ以外は受けませんと言っていたら漏れていくこととなりますので、ターゲットは反社会的な非行少年ではありますが、不登校や特性のある少年など、どのような相談でも受け付けるという姿勢で行っております。そういったことを対処できる第一の窓口として、それぞれの関係機関と連携しながらどのような支援ができるかを考えながら支援していくことを第一としています。職員ともしっかりと認識して共有しています。

(1) 立ち直り支援につきましては、教員、臨床心理士、支援コーディネーターを中心に全所員で検討し、目標達成を支援しているところでございます。

(4) の無職少年の支援活動につきましては、支援企業や青少年支援サポーターなどのお力をお借りしながら頑張っていきたいと考えております。まず、引きこもりから抜け出す力をつけ、基本的な生活習慣やコミュニケーション力を少しでも身に付け、人間関係がうまく構築できる入口にはいれるように、またそれを支える家庭の力が微弱な場合も多く就労以前にクリアする課題が多いのは実情ですが、何とか一歩でも前に進めて就労に近づけるプログラムを実施していきたいと思っております。就労まではいかなくてもハローワークに行きつけて面接まで行きつめたというケースもあります。多くのケースはセンターだけでは対処できることではありませんので、あずくるはもちろんのこと、学校、教育委員会、各関係機関などと連携していくことが大切だと思いますので、その力になれるよう今年度も頑張っていきたいと思っております。

2 つ目は、(2)、(5)、(6) に関わるところでございますが、地域の状況をよく知っておられます少年補導委員さんと共に、毎月 1 回から 3 回程度の街頭巡回活動において、啓発・予防をしております。コロナ禍で子どもたちの姿を見かけることは本当に少なくなりましたが、非行防止や安全確保などの側面も大きいと思っておりますので、今後も続けていきたいし、県内の非行や犯罪件数が減っていることには寄与できるのではないかなと思っております。

少年センターの業務は1日2回を目標に、ペアで守山と野洲の市内を回らせていただいているということです。また各学校からの要請で、喫煙とか色んなことがありましたら、そういうところの掃除とか声掛けもやっております。この関係業界につきましては先ほど申しました、立ち入り調査と白ポストの回収でございます。

広報啓発活動につきましては、少年センターだより等の充実をしっかりと図ることと、警察主体で少年補導委員さんが中心になってやっていただく薬物乱用防止教室。記憶に新しいところでは昨年度、守山市のオーバードーズの事件、高校生が亡くなるというようなことがございました。ここについてはですね、昨年のコロナで全部は無理だったんですが、何らかの方法で全小学校、守山・野洲の子どもにつきましては、自分自身の力で、薬物は「ダメ。ゼッタイ。」と言える子どもを育てていきたいというその一つの大きな力になります。教室実施のほうも既に少年補導委員さんにも自覚を持っていただき、各学校の校長先生、教頭先生にも必ず実施いただくようお願いをしているところでございます。

それから先ほど申し上げました7月に子どもたちのデザインした啓発ティッシュをお店に置いてもらう取り組みで、子どもたちが自分自身で非行防止を訴えるという事業も行っております。多くの情報を集めて学校とのより良い連携を図るために学校をこれからも大事にしたいと考えております。

最後に簡単に4月、5月の状況をみますと、相談件数も183件で昨年ちょっとだけ減っていますがほぼ一緒で、来所は増えております。内容はやはり1番多いのが不登校なんです。昨年よりは少しは減っている感じです。やはり不登校、学校・学業、就職仕事の順番に多く、今年度特にディフィカルなのが、発達障害とか心の病の相談が少しこちらの方に来ているということでございます。

立ち直り支援をしている子どもにつきましては、去年15人のうち5人が目標達成で卒業しまして、1名が転居で中止になりました。無断な転居でちょっと追うことができませんでした。今年度に入ってその残りの9名のうち2名が新規に今立ち直り支援を行っています。今日も電話ありました先週も電話あったんで、これまた支援に入る子どもが増えてくるのかなと、また夏休み近くになりまして学校からの要請もあるのではないかとというふうに考えています。

それから市長さんの方からも要請があった話ではございますが、地理的なことで守山に場所があるものですから、なんとか野洲の子どもたち、親が相談しやすいようにならんかということはお聞きしております。以前に場所を借りて週1回ぐらいそこに常駐するというような時期もあったそうですが、ほとんど相談者がなく、あんまり意味をなさなかったと聞いていますので、そのような中、こっちまで通いにくいという子に関してはどこか場所をお借りしたいと。そちらまでこちらが出向くというような形のアウトリーチなことで来やすいようにしていくことも大事かなと。過去のデータを見ますと、今も少し守山のほうが多いんですけど、守山の2倍ぐらい野洲の子が通っていたという時期あるので、これは距離と立地だけの問題ではないのかなと思っておりますが、できることをしっかりと宣伝していきながら支援していきたいなどは考えております。以上全部取りまとめて申し上げましたが、報告と現在の状況でございます。以上です。

【西村教育長】 ただ今事務局より説明がありました報告事項①について、ご質問等ござい

ませんか。南出委員どうぞ。

【南出委員】 ありがとうございます。相談内容を色々上げていただいているんですけども、子どもから直接の相談が多いんでしょうか。もしくは親御さんからの相談が多いのでしょうか。

【西村教育長】 はい、福井所長お願いします。

【福井守山野洲少年センター所長】 基本的にきっかけとしては親御さんのほうが多いかなと思います。ただ来所いただいて、そこからは子どもさんとお話をします。去年は1人、これは守山の方でしたけど、スクールカウンセラーに相談したら、来月来なさいと言われて、泣きながらうちに電話をしてきたと。そういう直接かけてくれる子もいますが、ほとんどが学校であるとか、保護者の方がきっかけとなっております。

【西村教育長】 南出委員どうですか。

【南出委員】 ありがとうございます。私の周りにも親御さんで悩みを抱えていらっしゃる方が何人もいらっしゃいます。それは一旦学校に相談してからセンターへ相談するほうがいいんでしょうか。

【西村教育長】 福井所長、お願いします。

【福井守山野洲少年センター所長】 どんなルートでも良いと思うんですが、そもそもそんなに手間がかかると駄目だと思ってるので、我々のセンターにつきましては、直接でも、学校の先生に頼んで繋いでもらう場合でも、どんな方法でも結構ですし、うちにそぐわないような内容でも一旦受けますので、それでうちではないなという判断になれば、協力したりあるいは他のところを紹介したりさせてもらうので、困っておられたら、来てもらえるような窓口がないといけないと私は考えますので、そういうふうなスタンスでおります。ぜひどうぞ紹介してあげてください。

【西村教育長】 南出委員よろしいですか。

【南出委員】 はい。大変心強いです。ぜひ伝えたいと思います。ありがとうございます。

【西村教育長】 守山野洲少年センターはカウンセラーに週3日来ていただいています。他市町のセンターはもっと少ないですね。かなりその部分は手厚いかなと思っています。それから守山野洲の県立高校のスクールカウンセラーの配置状況なんですけど、2週間に1回、半日お見えになると。それは予約制です。ですから福井所長からお話あったように、あなたは来月しか対応ができないというふうに言われて、かなりショックを受ける子がいるという状況です。

県内各地、野洲もそうなんですけど、スクールカウンセラーの配置と、野洲市はオアシス相談員という形で独自に相談員を雇っていますし、それからスクールソーシャルワーカーも相談にのったりします。そういう意味で小中学校は結構手厚い相談体制があるんですけども、高校に行くと二週間に半日というので、その枠になかなか予約が取れないという状況になってます。

去年の7月、県の教育長に私と井上次長でお願いに行きました。小中で結構手厚く支援をしてきた子どもが悩んで悩んで、思春期の一番悩みが多い高校生の時期に相談する場所がないという。何とか高校でスクールカウンセラーの配置を増やしてもらえないかということをお願いをしています。ただ現状中々厳しいということを知っています。以上です。

他に何かご質問等ございませんか。よろしいですか。ないようですので、福井所長におかれましては、この後別の公務が控えているということでございますので、退席されます。どうもありがとうございました。

【福井守山野洲少年センター所長】 どうもありがとうございました。

【西村教育長】 それでは次に報告事項②、野洲市総合体育館大規模改修工事に伴う貸館の停止について、事務局より説明をお願いします。小山室長をお願いします。

【小山スポーツ施設管理室長】 スポーツ施設管理室の小山です。報告事項②、野洲市総合体育館大規模改修工事に伴う貸館の停止について報告させていただきます。資料は 21 ページと 22 ページになります。

野洲市総合体育館につきましては、令和 7 年度に開催されます第 79 回国民スポーツ大会、第 24 回全国障害者スポーツ大会の競技会場となるため、令和 4 年度から 5 年度にかけて大規模改修工事を行います。その改修工事計画に従い施設の貸し出しを段階的に停止していきます。21 ページの中ほど貸館停止期間の表にありますとおり、メインアリーナであります大アリーナを令和 4 年 10 月 4 日より利用停止とし、照明の LED 化、床張替え、電動ブラインド更新等の工事を始めます。なお、小アリーナ、柔剣道場、トレーニング室は利用者の安全を十分に確保し、令和 5 年 2 月いっぱいまでお使いいただけるようにします。会議室におきましては、工事後半で体育館事務室改修時の仮事務所とすることから、12 月 1 日より利用停止とし、天井・壁等の改修にあたります。

全館利用停止は令和 5 年 3 月 1 日から 6 月 30 日までとし、その間に音響、消防設備、トイレの洋式化や多目的トイレ改修、エントランスホールの内壁工事等を進めていきます。施設全体の利用再開は令和 5 年 7 月 1 日からを予定しております。なお、窓口業務は全館利用停止中も行います。

一般の方への周知は、市のホームページ、広報、館内チラシ等で案内いたします。定期的にご利用いただいている団体については予め改修工事の予定をお知らせし、それぞれの活動に大きな支障がないようにしております。

以上報告とさせていただきます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項②について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項③、令和 4 年 4 月度定期監査の結果について、事務局より説明をお願いします。北脇次長をお願いします。

【北脇教育部次長】 それでは報告事項③、令和 4 年 4 月度定期監査の結果について、ご報告をさせていただきます。報告事項 23 ページをご覧くださいと思います。

令和 4 年 4 月 26 日火曜日、生涯学習スポーツ課、野洲市文化ホール、国スポ障スポ大会推進室、スポーツ施設管理室、文化財保護課を対象に監査が行われました。23 ページですが、監査の結果の通り生涯学習スポーツ課で意見が出されております。その他の所属は全般を通じて、その処理状況は適正と認められ意見等はございませんでした。

指摘事項といたしましては、24 ページをご覧くださいと思います。生涯学習スポーツ課で進める地域学校協働活動推進委員について、「課題として認識していることを見える成果としてあげられるよう課題の解決に向け引き続き取り組まれない」という意見が出て

おります。ここで指摘されております課題と申しますのは、口頭になって申し訳ございませんが、地域学校協働活動の取り組みが地域や保護者に知られておらず、今後広く周知して人材育成に努める必要があるという課題がございます。この指摘につきまして、生涯学習スポーツ課から措置状況といたしまして 24 ページの右になりますが、「地域学校協働活動の意義や内容について、各関係者等に周知啓発を図るとともに多くの保護者、地域住民の参画を得るため、既存の組織の集会等の機会を捉えて、地域学校協働活動の意義などを伝え、地域ぐるみで学校教育を支える機運の醸成を図っていく必要があると考えています。また地域学校協働活動推進委員や地域コーディネーターなど地域学校協働活動の推進役、調整役を担う地域人材を発掘することが必要であり、そのためには、これらに対する熱意と見識を有する適任者を確保するための人材バンクを構築することや経験と役割に応じた研修等を実施し、担い手の確保と質の向上を図っていきます。」という措置状況を監査委員に報告をさせていただいております。以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項③について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。ではないようですので次に移ります。

報告事項④、職員の任免等について、事務局より説明をお願いします。北脇次長お願いします。

【北脇教育部次長】 引き続きよろしくお願いたします。報告事項④の職員の任免等につきましてご報告をさせていただきます。報告事項 25 ページをご覧くださいと思います。

まず会計年度任用職員の新規採用者につきまして、一部変更がございまして、大変申し訳ございませんが、歴史民俗博物館パートタイム職員については削除をお願いしたいと思います。会計年度任用職員の新規採用者につきましては、フルタイム職員 1 名とパートタイム職員 2 名の計 3 名の採用を報告をするものでございます。採用の所属及び期日等につきましては記載の通りでございます。また退職者につきましてはございません。

次に職員の許可承認等についてですが、正規職員の分限休職延長承認 1 名。正規職員の育児休業承認が 1 名。介護休暇承認 1 名。会計年度任用職員の兼業請求による営利企業等従事許可承認 7 名の計 10 名の承認を報告するものでございます。許可の期間等詳細につきましてはそれぞれ記載の通りでございますので、ご確認をお願いします。以上でございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項④について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に日程第 7、その他事項に移ります。何かございますか。はい、部長。

【馬野教育部長】 馬野と申します。私から資料等はございませんが、文化施設集約化の説明会をこの 6 月に 2 回開催しましたので、皆さんにお伝えをさせていただきます。まずは 6 月 12 日日曜日、これは午前中に野洲文化ホールで開催をさせていただきました。23 名の方に参加いただきました。次に 2 回目としまして 6 月 17 日金曜日、これはさざなみホールで午後 7 時から開催しまして 32 名の参加でございました。概ねの意見としましては、「一部アクセスをもう少し充実させればさざなみホールでもいい」という意見もございますけれども、大部分は「駅前の野洲文化ホールを残してほしい」という意見でございました。なお今後ももう少し若い世代の意見とかも聞きまして、合わせて 7 月の定例会には資料作成をしてご報告をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

【西村教育長】 今の件よろしいですか。他に何かございますか。よろしいですか。では、ないようですので次に日程協議に移ります。

まず7月教育委員会定例会は7月20日水曜日、午後1時30分より総合防災センター研修室で開催しますので、よろしくお願ひします。

次に8月教育委員会定例会についてお伺ひします。8月教育委員会定例会は8月24日水曜日、午後1時30分より総合防災センター研修室で開催したいと思いますが、ご異議ございませんか。

「(異議なし) の声あり」

【西村教育長】 ご異議なしと認めます。よって、8月教育委員会定例会は8月24日水曜日、午後1時30分より総合防災センター研修室で開催しますのでよろしくお願ひします。

以上で本日の日程はす全て終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。